

資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替え基準

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準
1	名古屋市	世帯主または医療機関等の申出により、当該被保険者に入院加療を必要とする緊急の医療措置を必要とし相当の医療費の負担が想定されるとき。世帯主等はまたは医療機関等の申出により、当該被保険者に日常生活に重大な支障が生じることが明らかで、医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるとき。
2	豊橋市	特別の事情が正当と認められる場合(災害、盗難、病気または負傷、事業を廃止または休止、事業に著しい損失を受けた、前記に類する事由があった場合)
3	岡崎市	緊急性を聴取し、弁明書の提出をもって、短期証への切り替えをしている。
4	一宮市	届出により、世帯主が財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと、世帯主又は生計を一にする親族の病気、負傷、世帯主の事業の廃止、休止、世帯主の事業について、著しい損害を受けたこと、などの場合は、資格者証の対象外(被保険者証の交付)とします。
5	瀬戸市	災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、被保険者証を交付する
6	半田市	世帯に属する被保険者が医療を受ける必要を生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払が困難である旨の申し出を行った場合
7	春日井市	特になし
8	豊川市	当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する一時払いが困難な旨の申し出があった場合、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して、短期保険者証を交付することができるものとする。短期保険者証を交付した場合には、当該被保険者証の有効期限内において保険料を納付することのできない特別事情の有無を精査し、特別の事業が認められない場合については、改めて資格証明書を交付する。
9	津島市	納付があれば、その場で短期保険証を発行しています。また、緊急搬送等やむを得ない場合は納付がなくても発行しています。
10	碧南市	※資格証明書の発行なし
11	刈谷市	医療を受ける必要が生じた場合に世帯主から医療機関に対する医療費の支払が困難である旨の申し出があったとき
12	豊田市	基準の明記はないが、医師の診断書などによる緊急性や納付困難な事情が把握できれば短期証に切り替え、その後納付相談を実施する。
13	安城市	滞納税額の全額を納めたとき又は著しく減少させ分納しているとき若しく意欲的に解消しようする誠意が見られるとき(資格証明書開始年度の税額の2~4期分を納付したとき)
14	西尾市	医療費が高額でかつ長期継続する状況になった場合は、面談をおこない状況を勘案し行う。
15	蒲郡市	滞納している保険税が著しく減少、かつ、残額について納付計画を明らかにし、誠実に履行されることが確実に認められる場合、特別の事情があると認められる場合
16	犬山市	※資格証明書の発行なし
17	常滑市	※資格証明書の発行なし
18	江南市	※資格証明書の発行なし
19	小牧市	過年度未納分を1000円以上納付し、今後の納税計画を立てば場合、緊急時は2週間の期限の被保険者証明書を交付。
20	稲沢市	災害等の特別な事情による届出をし、それによって保険税の納付が困難であると認められるとき。
21	新城市	※資格証明書の発行なし
22	東海市	なし
23	大府市	※資格証明書の発行なし
24	知多市	※資格証明書の発行なし

25	知立市	※資格証明書の発行なし
26	尾張旭市	災害その他の政令第1条に定める特別の事情に該当し、該当事由によって保険税の納付が困難であると認められるとき。
27	高浜市	なし
28	岩倉市	世帯主がその財産について災害を受け、又は盗難にあったとき、世帯主又はその者と生計を同じくする親族が病気にかかり、又は負傷したとき、世帯主がその事業を廃止し、又は休止したとき、世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき、滞納している保険税を完納したとき、納付相談、納付指導等による納付計画に従って納付されると認められるときのいずれかに該当するもの。
29	豊明市	※資格証明書の発行なし
30	日進市	基準はないが、緊急で入院の場合などは事情を聞いて発行
31	田原市	基準はない
32	愛西市	※資格証明書の発行なし
33	清須市	※資格証明書の発行なし
34	北名古屋市	※資格証明書の発行なし
35	弥富市	※資格証明書の発行なし
36	みよし市	※資格証明書の発行なし
37	あま市	特にありません(状況事情の聞き取りや納税相談など行った上で切り替えを検討。なお、資格証明書の交付をしている世帯で、高校生世代以下の子どもにおいては、短期保険証を交付している)
38	長久手市	※資格証明書の発行なし
39	東郷町	※資格証明書の発行なし
40	豊山町	※資格証明書の発行なし
41	大口町	国民健康保険法施行令第1条の3に規定する特別の事情に準じ、短期保険証を交付する。
42	扶桑町	※資格証明書の発行なし
43	大治町	※資格証明書の発行なし
44	蟹江町	※資格証明書の発行なし
45	飛島村	※資格証明書の発行なし
46	阿久比町	国の基準どおり
47	東浦町	※資格証明書の発行なし 特別な事情などに関する届出が認められた場合
48	南知多町	特になし
49	美浜町	※資格証明書の発行なし
50	武豊町	※資格証明書の発行なし、診療の必要が生じた場合「特別な事情の届」を提出してもらい、短期保険証に切り替える。
51	幸田町	※資格証明書の発行なし
52	設楽町	※資格証明書の発行なし
53	東栄町	※資格証明書の発行なし
54	豊根村	なし